

厚生労働省発表
平成19年6月29日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部			
障害者雇用対策課			
課長	土屋	喜久	
主任障害者雇用専門官	白兼	俊貴	
障害者雇用専門官	澤口	浩司	
電話	5253-1111(内)5784, 5857		
	3502-6775(直通)		

障害者の雇用の促進等に関する法律第47条の規定に基づく 企業名の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、法定雇用率（1.8%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、厚生労働大臣は、その履行を図るため、障害者雇入れ計画作成命令の発出（法第46条第1項）及び雇入れ計画の適正実施勧告の発出（法第46条第6項）を行うほか、当該勧告に従わず、一定の改善がみられない事業主については、公表を前提とした特別指導を行った上で、企業名の公表（法第47条）を行うこととしている。

平成18年度における公表を前提とした特別指導の結果、下記2社については、これまでの一連の雇用率達成指導にもかかわらず、障害者の雇用状況に一定の改善がみられず、特別指導期間終了後の本年4月1日現在において、厚生労働省の基準を満たさなかったため、法第47条の規定に基づき企業名を公表する。

なお、今般の企業名公表に係る雇用率達成指導の流れは、別添1のとおりであり、平成18年度における公表を前提とした特別指導の概要は、別添2のとおりである。

記

株式会社ミニミニ

愛知県名古屋市中区錦3-16-27

日本ICS株式会社

大阪府大阪市天王寺区上本町6-3-31

株式会社ミニミニについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社ミニミニ
- 所在地 愛知県名古屋市中区錦3-16-27
(管轄：ハローワーク名古屋中)
- 事業内容 不動産取引業（賃貸住宅の仲介）

2 指導経過

平成14年11月12日	法第46条第1項に基づき、名古屋中公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を发出
平成15年1月1日～	雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成16年11月12日	雇入れ計画の適正実施勧告を发出
平成17年11月21日	雇入れ計画作成命令を再度发出
平成17年12月31日	雇入れ計画の期間満了
平成18年1月1日～	2回目の雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成18年7月～	特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成19年3月）
平成19年3月9日	本省において直接指導を実施 (これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を実施)

以上のような一連の指導のもとで、企業側においては障害者雇用に若干数の採用の取り組みはあったものの不足数は多く、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇が進まず、平成19年4月1日現在の実雇用率が0.64%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H14.6.1	567人	0人	0.00%	10人
H15.6.1	520	0	0.00	9
H16.6.1	658	2	0.30	9
H17.6.1	647	2	0.31	9
H18.6.1	688	2	0.29	10
H19.4.1	785	5	0.64	9

(注1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

(注2) 平成19年4月1日以降の取り組みにより、6月28日現在、障害者の数は8人となっているが、実雇用率1.02%、不足数6人であり、依然として未達成である。

日本ICS株式会社について

1 企業概要

- 企業名 日本ICS株式会社
- 所在地 大阪府大阪市天王寺区上本町6-3-31
(管轄：ハローワーク大阪東)
- 事業内容 コンピュータ及びソフト販売

2 指導経過

- 平成14年10月31日 法第46条第1項に基づき、大阪東公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を发出
- 平成15年1月1日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
- 平成16年11月4日 雇入れ計画の適正実施勧告を发出
- 平成17年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 平成18年7月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成19年3月）
- 平成19年1月1日 雇入れ計画作成命令を再度发出
- 平成19年1月1日～ 2回目の雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
- 平成19年3月8日 本省において直接指導を実施（これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を実施）

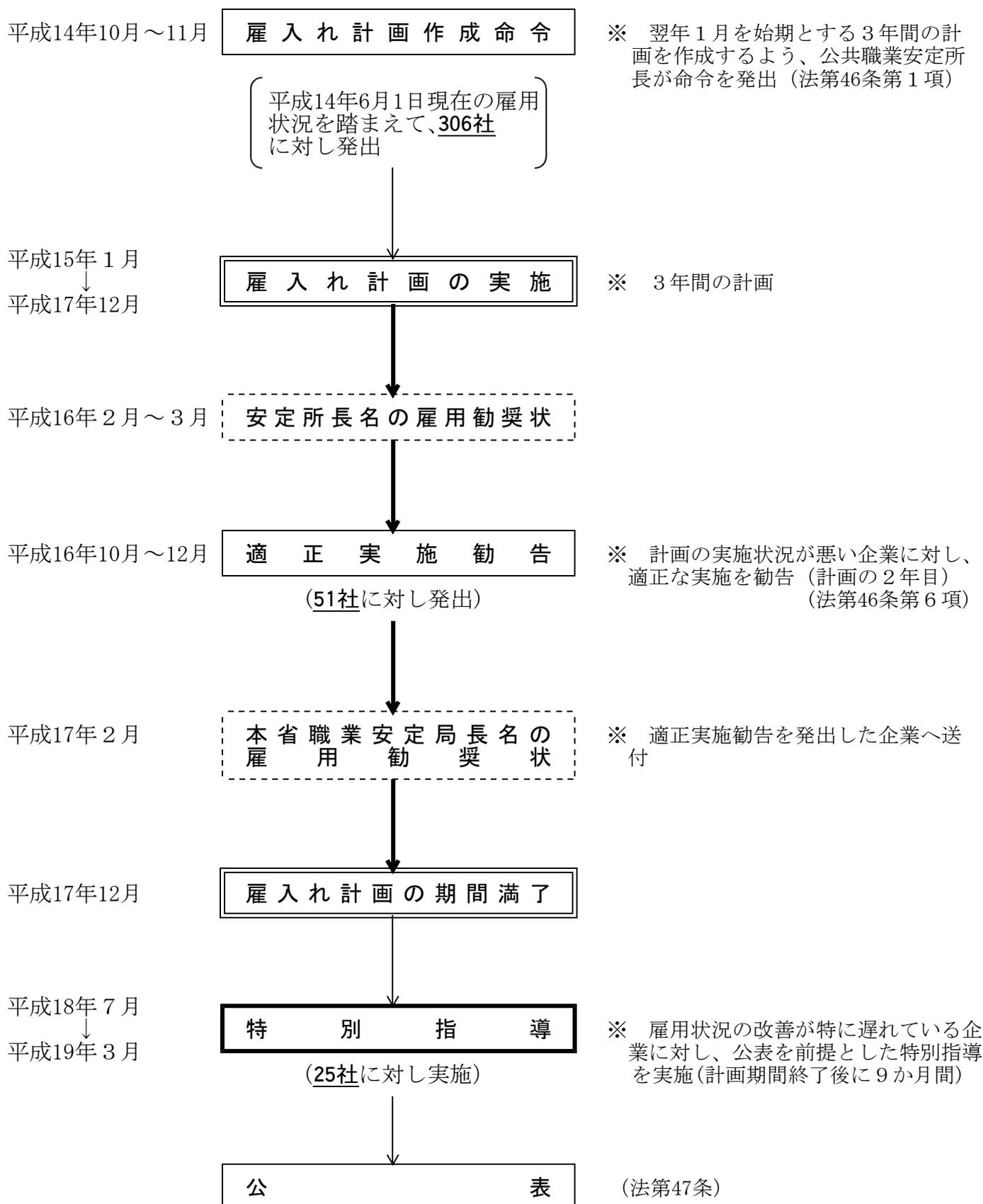
以上のような一連の指導のもとで、企業側において障害者向けの求人が出されているが、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者を採用するに至らず、平成19年4月1日現在の実雇用率が0.59%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H14.6.1	344人	1人	0.29%	5人
H15.6.1	334	1	0.30	5
H16.6.1	333	1	0.30	4
H17.6.1	334	1	0.30	5
H18.6.1	343	1	0.29	5
H19.4.1	340	2	0.59	4

(注) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

平成19年度企業名公表に係る雇用率達成指導の流れ図



平成18年度における公表を前提とした特別指導の概要

(1) 指導対象企業

平成18年度における公表を前提とした特別指導は、平成15年からの3年間の計画期間とする雇入れ計画の作成を命ぜられ、計画期間中にその適正実施について勧告を受けた企業のうち、なお、改善のみられない企業25社を対象として実施した。

(2) 対象企業の代表者に対する、公表を前提とした指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業の代表者に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう再度の指導をきめ細かく実施した。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導等を行った。

加えて、取組が遅れている対象企業に対しては、厚生労働省に来省を求めて指導を行い、これを踏まえて、労働局及び公共職業安定所においても引き続きの指導を行った。

(3) 指導事項

① 平成19年4月1日現在で、少なくとも平成17年（特別指導の開始年の前年）の全国平均実雇用率（1.49%）を上回るよう指導を行った。

② ①の指導の結果を踏まえ、下記A・Bのいずれにも該当せず、最終的に行政指導の効果が見込まれないと判断された企業については、公表を実施することとした。

A 上記①の指導基準を満たしたこと。

B 下記イ～ハのいずれかに該当すること。

イ 障害者雇用に関する次のa～eの取組をすべて実施し、その結果、一定の実雇用率（1.2%）を上回ること。

a 障害者の採用及び職場定着のための社内検討体制を整備し、その検討を行い、職務再設計等障害者雇用率を達成するための結論が出ていること。

b 特別枠の設定による障害者の常時受入れ体制を整備し、具体的な求人活動が行われていること。

c 障害者雇用についての理解を促進するための社内研修の充実が図られていること。

d 障害者雇用のための施設設備の改善等が行われていること。

e 法定雇用率を平成19年4月1日から3年以内に達成する雇入れ計画を作成していること。

- ロ 特例子会社の設立を、平成19年4月1日から1年以内を実現するための具体的な取組を行うこと。
 - ハ 直近の障害者の雇用の取組の状況から、速やかに行政指導の効果が期待でき、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上となると判断できるものであること。
- ③ ②のBに該当する企業については、初回の公表に限り公表を猶予することとするものであり、引き続き、都道府県労働局及び公共職業安定所において、公表を前提とした指導を行う。

(4) 指導の結果

上記の指導の結果は、次ページの表2のとおりであり、25社中23社については特別指導による改善が認められた。

本資料の1ページに記載した2社については、特別指導期間終了後の平成19年4月1日現在において、上記(3)の②の基準を満たさなかったため、法第47条の規定に基づき公表することとした。

なお、指導対象企業25社全体の実雇用率は、雇入れ計画期間の始期において0.55%であったが、特別指導期間終了後の平成19年4月1日現在においては1.46%と、0.91ポイント上昇した。

(5) 今後の指導

特別指導の対象となった企業のうち、公表企業及び公表を猶予した企業に対しては、今後も引き続き、公表(再公表)を前提とした指導を実施する。

また、全国平均実雇用率を上回ったものの雇用義務を達成するには至っていない企業についても、雇用義務を早急に達成するよう、引き続き指導を実施する。

(表1) 特別指導対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	11社
	1,000人未満規模企業	14社
産業別	製造業	1社
	情報通信業	6社
	卸売・小売業	11社
	金融・保険業	1社
	不動産業	1社
	複合サービス業	1社
	サービス業	4社
合 計		25社

(表2) 特別指導の結果

雇用義務を達成した企業	11社
全国平均実雇用率(1.49%)を上回った企業	7社
雇用改善のための所定の取組を実施し、かつ、一定の雇用率(1.2%)を上回った企業 ^(注2)	4社
特例子会社の設立を行った企業	1社
公表に至った企業	2社
合 計	25社

(公表猶予) → 引き続き、公表(再公表)を前提とした指導を実施
 (公表) →

(注1) 上表の結果については、平成19年4月1日以降も未達成企業に対する指導を行ったことによる直近の状況による。

(注2) 「所定の取組」とは、以下のものをいう(5ページ参照)。

- a 社内検討体制の整備と職務再設計等
- b 具体的な求人活動
- c 社内研修の実施
- d 施設設備の改善等
- e 法定雇用率を達成する雇入れ計画の作成

(表3) 25社全体の実雇用率の推移

	雇入れ計画始期	H16.6.1	H17.6.1	H18.6.1	H19.4.1
公表2社	0.12%	0.30%	0.31%	0.29%	0.62%
他23社	0.56%	0.58%	0.68%	0.89%	1.49%
計	0.55%	0.57%	0.67%	0.87%	1.46%

(参考1)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。))を除く。以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

(第二項から第五項まで 略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇いを促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

(第二項から第四項まで 略)

- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(参考2) 一般の民間企業における障害者の雇用状況(平成18年6月1日現在)

(1) 企業規模別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543	人 283,750.5 (281,833) (269,066)	人 26,113.0 (25,546) (23,530)	% 1.52 (1.51) (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)
56～99人	企業 24,708 (24,361)	人 1,821,622 (1,795,317)	人 6,134 (6,201)	人 532 (451)	人 13,650 (13,318)	人 132	人 26,516.0 (26,181) (26,171)	人 2,141.0 (2,011)	% 1.46 (1.44) (1.46)	企業 11,175 (10,835)	% 45.2 (44.5)
100～299	30,337 (29,323)	4,582,065 (4,426,269)	13,605 (13,006)	1,031 (852)	29,830 (28,148)	233	58,187.5 (57,624) (55,012)	4,861.0 (4,178)	1.27 (1.26) (1.24)	13,216 (12,447)	43.6 (42.4)
300～499	5,643 (5,449)	1,952,209 (1,888,166)	7,503 (7,169)	440 (395)	13,406 (12,785)	68	28,886.0 (28,667) (27,518)	2,890.5 (2,601)	1.48 (1.47) (1.46)	2,268 (2,138)	40.2 (39.2)
500～999	3,814 (3,705)	2,411,051 (2,339,966)	9,792 (9,261)	537 (437)	16,751 (15,610)	32	36,888.0 (36,690) (34,569)	3,732.0 (3,231)	1.53 (1.52) (1.48)	1,477 (1,288)	38.7 (34.8)
1,000以上	2,666 (2,611)	7,885,397 (7,642,153)	37,959 (36,041)	1,507 (1,321)	55,809 (52,393)	78	133,273.0 (132,671) (125,796)	12,488.5 (11,509)	1.69 (1.68) (1.65)	984 (869)	36.9 (33.3)

注 1(1)①の表と同じ

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 <>内は精神障害者を除いた場合の数値である。

(2) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543	人 283,750.5 (281,833) (269,066)	人 26,113.0 (25,546) (23,530)	% 1.52 (1.51) (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)
農、林、漁業	企業 146 (139)	人 19,691 (17,418)	人 63 (68)	人 4 (4)	人 217 (174)	人 0	人 347.0 (346) (314)	人 60.0 (34)	% 1.76 (1.76) (1.80)	企業 80 (84)	% 54.8 (60.4)
鉱業	44 (45)	7,600 (8,118)	29 (34)	0 (-)	62 (68)	0	120.0 (120) (136)	5.0 (1)	1.58 (1.58) (1.68)	25 (26)	56.8 (57.8)
建設業	2,206 (2,202)	554,724 (549,961)	2,255 (2,112)	26 (17)	3,399 (3,214)	0	7,935.0 (7,904) (7,455)	627.0 (578)	1.43 (1.42) (1.36)	936 (914)	42.4 (41.5)
製造業	20,559 (20,266)	6,264,417 (6,139,600)	29,292 (28,475)	601 (511)	47,428 (45,848)	68	106,647.0 (106,104) (103,309)	6,741.5 (6,497)	1.70 (1.69) (1.68)	11,028 (10,738)	53.6 (53.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	203 (202)	187,323 (188,988)	900 (890)	8 (7)	1,603 (1,577)	1	3,411.5 (3,398) (3,364)	129.5 (130)	1.82 (1.81) (1.78)	91 (83)	44.8 (41.1)
情報通信業	2,986 (2,934)	1,039,265 (1,006,940)	3,616 (3,331)	62 (56)	4,956 (4,560)	10	12,255.0 (12,154) (11,278)	1,336.5 (1,193)	1.18 (1.17) (1.12)	609 (539)	20.4 (18.4)
運輸業	4,372 (4,222)	1,050,690 (1,064,231)	4,034 (3,985)	220 (197)	9,467 (9,480)	31	17,770.5 (17,679) (17,647)	1,553.5 (1,539)	1.69 (1.68) (1.66)	2,210 (2,112)	50.5 (50.0)
卸売・小売業	12,213 (11,963)	3,258,630 (3,210,446)	10,160 (9,841)	1,155 (1,090)	19,245 (18,358)	74	40,757.0 (40,473) (39,130)	4,297.0 (3,953)	1.25 (1.24) (1.22)	3,789 (3,522)	31.0 (29.4)
金融・保険・不動産業	2,022 (2,007)	1,299,085 (1,270,829)	5,190 (5,026)	94 (79)	8,362 (8,130)	1	18,836.5 (18,785) (18,261)	1,740.0 (1,754)	1.45 (1.45) (1.44)	622 (587)	30.8 (29.2)
飲食店・宿泊業	1,834 (1,814)	440,837 (440,802)	1,424 (1,441)	244 (189)	3,068 (2,964)	19	6,169.5 (6,132) (6,035)	790.5 (718)	1.40 (1.39) (1.37)	706 (669)	38.5 (36.9)
医療・福祉	8,268 (7,789)	1,314,218 (1,228,634)	6,503 (6,073)	792 (689)	10,287 (9,325)	231	24,200.5 (23,849) (22,160)	2,782.5 (2,359)	1.84 (1.81) (1.80)	4,454 (4,005)	53.9 (51.4)
教育・学習支援業	1,381 (1,271)	307,044 (285,006)	1,093 (992)	35 (29)	1,636 (1,471)	3	3,858.5 (3,846) (3,484)	341.5 (267)	1.26 (1.25) (1.22)	530 (485)	38.4 (38.2)
複合サービス事業	969 (988)	300,184 (303,977)	1,003 (963)	44 (39)	1,955 (1,922)	3	4,006.5 (3,986) (3,887)	359.5 (293)	1.33 (1.33) (1.28)	368 (357)	38.0 (36.1)
サービス業	9,964 (9,596)	2,608,044 (2,374,534)	9,428 (8,441)	762 (548)	17,753 (15,153)	102	37,422.0 (37,040) (32,583)	5,349.0 (4,214)	1.43 (1.42) (1.37)	3,671 (3,451)	36.8 (36.0)

注(1)の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。